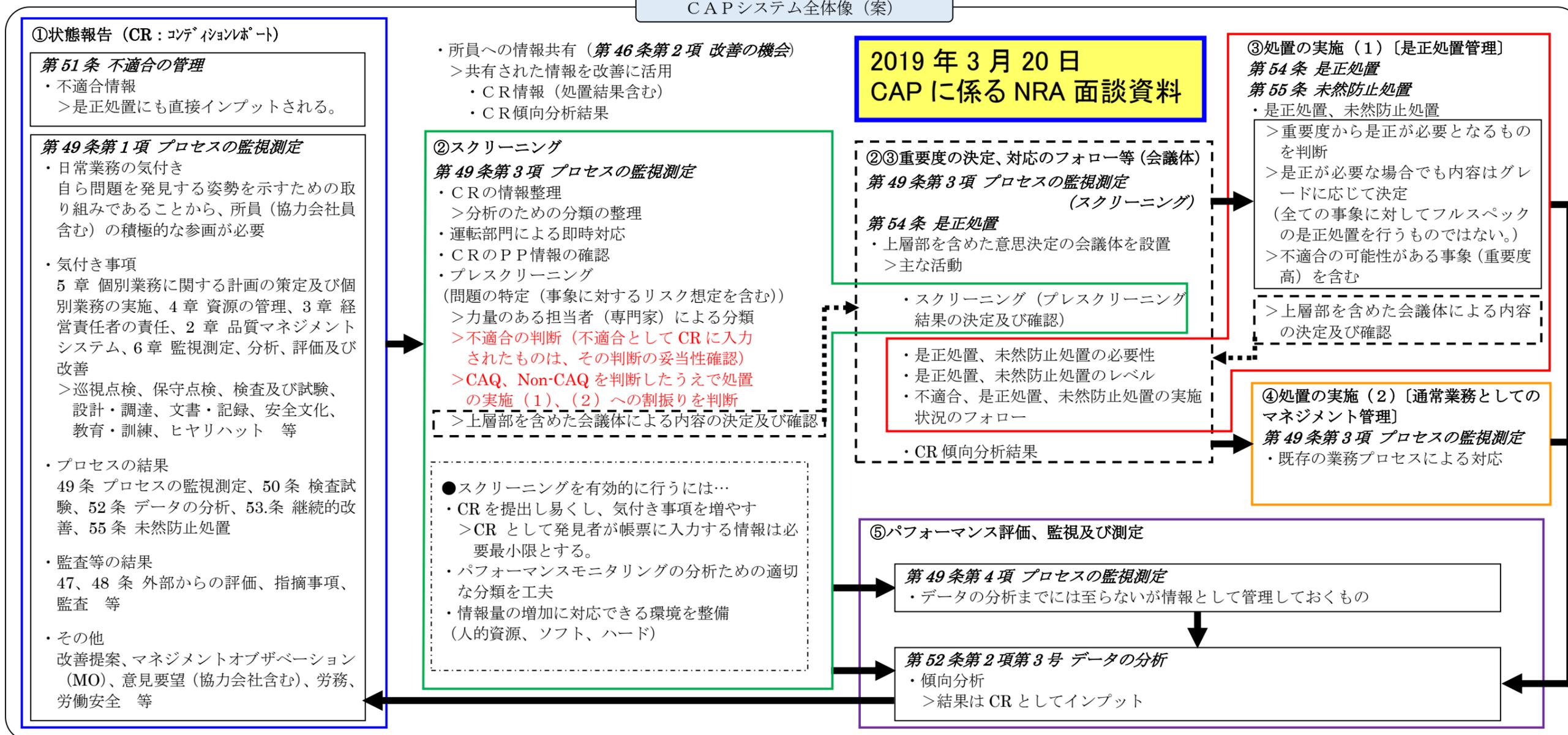
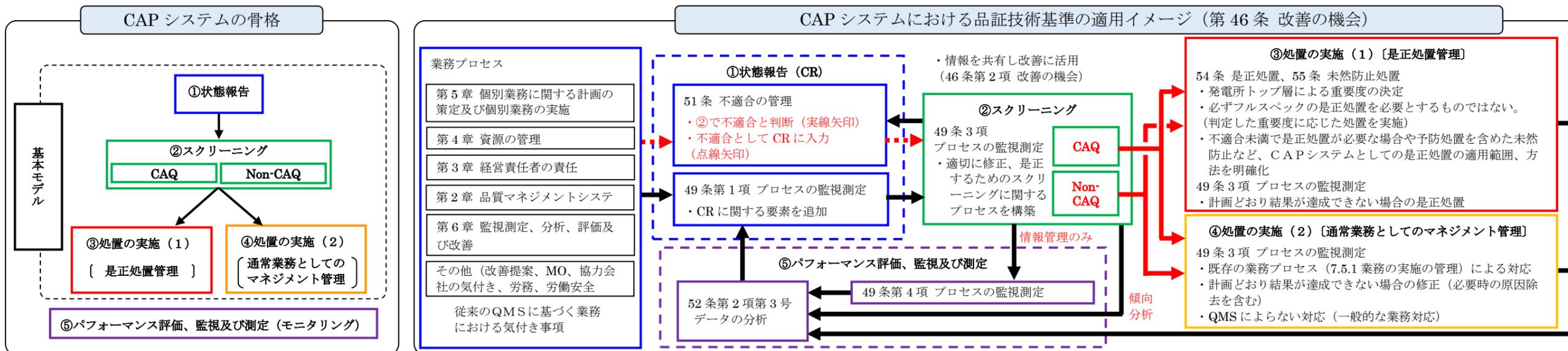
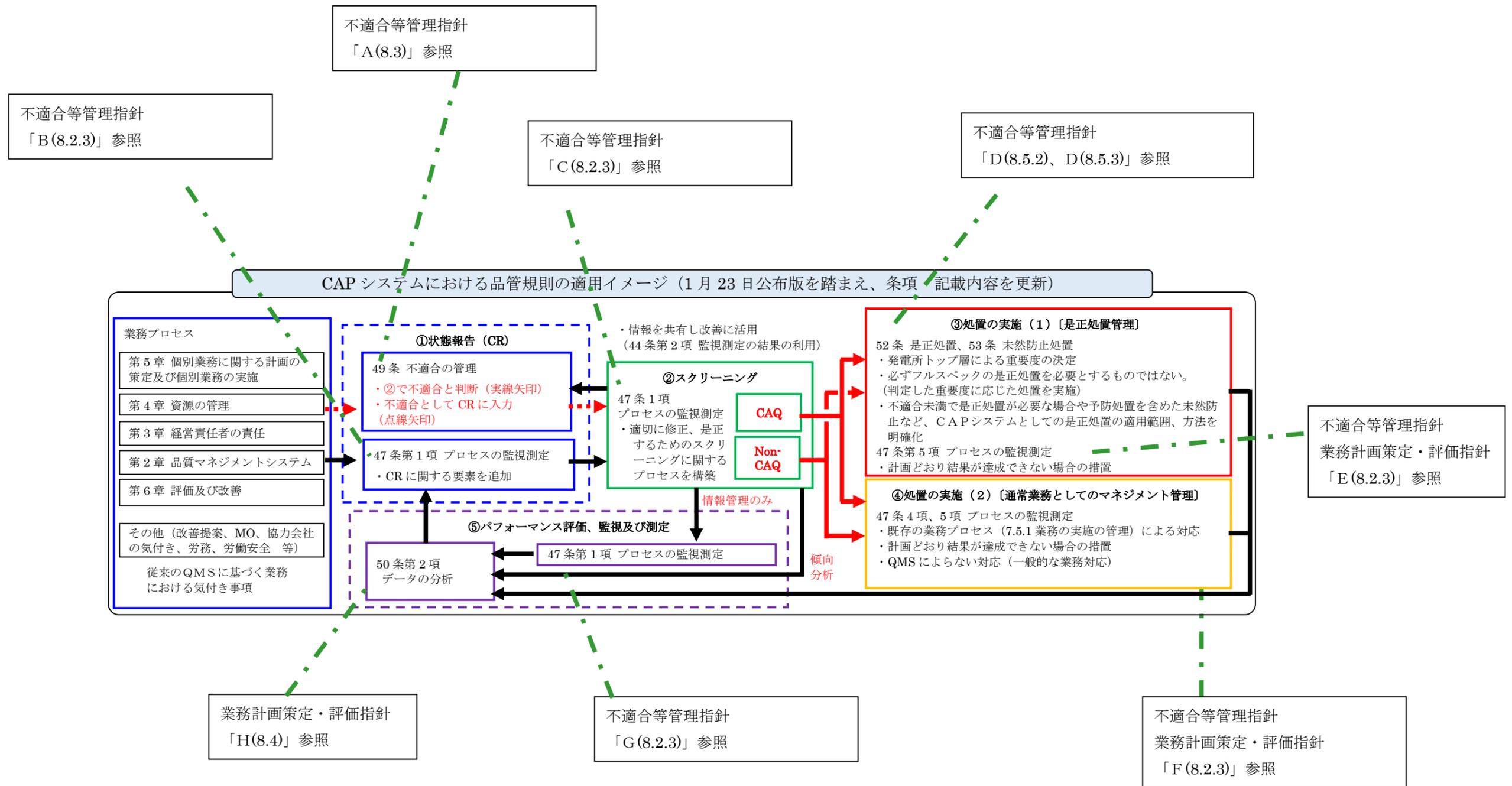


品証技術基準（第18回新検査制度WG提示案）に基づくCAPシステム全体像（案）



前ページのフロー図は、過去の品管規則案をベースに作成されているため、2020年1月23日公布版をベースに、条項・記載内容を更新。
各プロセスにおける、当社の運用を定めた2次文書（通達）名を図示するとともに、具体的な条文を示す。



CAPを受けた、保安規定の社内標準リストへの反映

表3-1 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（品管規則が要求する“文書化された手順”である指針）との関係

第3条 の関連 条項	一次文書		二次文書	
			文書名	管理部署
4.2.3	原子力品質保証規程	品質保証計画書	文書管理指針	原子力部
4.2.4			取引会社選定・契約指針	調達センター
			—	原子力内部監査指針
8.2.2	原子力品質保証規程	—	原子力内部監査指針	経営審査室
8.3	原子力品質保証規程	品質保証計画書	不適合等管理指針	原子力部
8.5.2			取引会社選定・契約指針	調達センター
8.5.3			—	原子力内部監査指針

表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係

第3条 の関連 条項	一次文書		二次文書		説明
			文書名	管理部署	
5.4.1 5.4.2 5.6 7.1 7.2 8.2.1 8.2.3 8.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	業務計画策定・評価指針	原子力部	
5.6 8.4			取引会社選定・契約指針	調達センター	
6.2	原子力品質保証規程	品質保証計画書	教育指針	原子力部	
			取引会社選定・契約指針	調達センター	
			—	原子力内部監査指針	経営審査室
6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	運転管理指針（運転）	発電所	
			燃料・炉心管理指針	発電所	
			放射性廃棄物管理指針	発電所	
			放射線管理指針	発電所	
			施設管理指針（運転）	発電所	
			事故・故障，非常災害等対策指針	原子力部	
7.1 7.5	原子力品質保証規程	品質保証計画書	安全文化の醸成に関する指針	原子力部	
			—	<u>原子力内部監査指針</u>	<u>経営審査室</u>
7.3	原子力品質保証規程	品質保証計画書	設計管理指針	原子力部	
7.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	調達管理指針	原子力部	
			取引会社選定・契約指針	調達センター	
8.2.3	原子力品質保証規程	<u>品質保証計画書</u>	<u>不適合等管理指針</u>	<u>原子力部</u>	CAPの関連事項について、不適合等管理指針に記載したため、8.2.3に当該二次文書を追記。
		—	原子力内部監査指針	経営審査室	

社内標準名	条文案 (抜粋)	CAP システムプロセスとの関連
不適合等管理指針 (案)	<p>3 定義</p> <p>(1) 不適合 原子力施設と役務が、要求事項を満足しないこと。</p> <p>(2) 起こり得る不適合 他の施設において発生した不適合のうち浜岡原子力発電所において類似不適合が発生する可能性を有するもの、浜岡原子力発電所施設の点検の結果等により不適合が発生すると予想されるものの両者をいう。</p> <p>(3) 不適合等 不適合、不適合ではないが原子力の安全の品質に影響を及ぼす恐れのあるその他の状態および起こり得る不適合の総称</p> <p>(4) 是正処置 浜岡原子力発電所施設および役務で発生した不適合の再発防止、不適合ではないが原子力の安全の品質に影響を及ぼす恐れのあるその他の状態の発生防止および浜岡原子力発電所施設で発見された起こり得る不適合に起因して不適合が発生することを防止するための処置をいう。</p> <p>4.1 自プラント不適合等の管理</p> <p>4.1.1 不適合等管理</p> <p>a 不適合等発生時の連絡 主管部署長は、不適合が発生した場合または不適合ではないが原子力の安全の品質に影響を及ぼす恐れのあるその他の状態を発見した場合、不適合または不適合ではないが原子力の安全の品質に影響を及ぼす恐れのあるその他の状態が設備・役務に影響を与える範囲について検討し、必要であると判断した場合は影響を受ける関係課・グループに連絡する。</p> <p>d 不適合等情報の共有およびCAQへの該当有無、クラス、ヒューマンエラー事象の決定 不適合等（技術的な進歩により得られる新知見も含む）を発見した部署の長または主管部署長は、起きたまたは起きる恐れのある不適合等の内容等について、会合等で情報共有を図る。 会合等では不適合等のCAQへの該当有無、クラスについて適切であるか、また、ヒューマンエラー事象に該当するか否かを確認し、決定する。 決定した不適合等は、既存のプロセスにて対応するもの、プロセスの監視・測定により対応するもの、または処理の実施を行う。</p> <p>e 処理の実施 主管部署長は、次の一つまたはそれ以上の方法により処理する。</p> <p>(1) 検出された不適合または不適合ではないが原子力の安全の品質に影響を及ぼす恐れのあるその他の状態を除去するための処置をとる。</p> <p>(2) 主管部署長または発電指令課長は、「特別採用」によって、その使用、リリース、または合格と判定することを許可する。この際、原子力安全に影響を及ぼさないことを事前に評価し、また、「特別採用」した結果、当該不適合が原子力安全に影響を及ぼしていないことを確認する。</p> <p>(3) 本来の意図された使用または適用ができないような処置（廃棄を含む）をとる。</p> <p>(4) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>4.1.2 是正処置 不適合等の再発および発生を防止のため、遅滞なく原因を除去する処置をとる。是正処置は、検出された不適合等の原子力安全に与える影響に応じたものとする。 「4.1.1 不適合管理 d 不適合等情報の共有およびクラス、ヒューマンエラー事象の決定」でヒューマンエラー事象に該当すると決定された不適合等は、直接原因分析を実施し、人的要因の分類を明らかにしておく。また、ヒューマンエラー事象に該当すると決定された不適合等のうち、クラスAの不適合、リスク影響度が高いCAQ、および「f データ収集・蓄積、分析および活用」において根本原因分析を実施するクラスB1の不適合については、上記に加え、時系列の整理など詳細な直接原因分析を実施する。</p> <p>a 是正処置の必要性評価 主管部署長または水平展開部署長は、是正処置の必要性を以下により評価する。</p> <p>(1) 不適合等のレビューおよび分析</p>	<p>CAP システムプロセスとの関連</p> <p>A (8.3)、B (8.2.3)</p> <p>A (8.3)、B (8.2.3)、C (8.2.3)</p> <p>F (8.2.3)、G (8.2.3)</p> <p>A (8.3)</p> <p>D (8.5.2)</p>

	<p>不適合等を分析する際には、以下の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を収集し、整理する。 ・技術的、人的および組織的側面等を考慮する。 <p>(2) 不適合等の原因の特定</p> <p>原因を明確にする際には、必要に応じて、業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理する。</p> <p>(3) 類似の不適合等の有無または当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>(4) 不適合等の再発防止および発生防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>b 是正処置の立案・承認</p> <p>主管部署長または水平展開部署長は、不適合等の再発防止および発生防止、または他の原子力施設や他部署での役務で同様な不適合が発生することを防止するため、不適合等が影響を与える原子力施設等の重要性に応じて是正処置実施の要否、程度を決定し、是正処置を立案後、発電所の場合は、安全品質保証部品質保証グループ長の審査を受け、承認する。</p> <p>必要な場合には、マネジメントシステムの変更を行う。</p> <p>c 是正処置の実施</p> <p>主管部署長または水平展開部署長は、是正処置の承認後に処置を行う。</p> <p>d 是正処置の記録および報告・維持</p> <p>主管部署長または水平展開部署長は、是正処置の実施結果を記録し、発電所の場合は、安全品質保証部品質保証グループ長の審査後に承認し、必要な部署長に報告し維持する。</p> <p>e 他部署への水平展開</p> <p>原子力部品質保証グループ長および安全品質保証部品質保証グループ長（発電所のクラスAの不適合の場合は安全品質保証部長）は、主管部署以外への水平展開検討の要否を決定し、水平展開部署長に検討を指示する。</p> <p>f 是正処置の有効性のレビュー</p> <p>原子力部品質保証グループ長、安全品質保証部品質保証グループ長（発電所のクラスAの不適合の場合は、安全品質保証部品質保証グループ長および安全品質保証部長）および原子力土建部設計管理グループ長は、それぞれの所掌範囲において上記 a～d の有効性のレビューを実施する。</p> <p>g データ収集・蓄積、分析および活用</p> <p>原子力部品質保証グループ長および安全品質保証部品質保証グループ長は、【業務計画策定・評価指針】に基づき、不適合等データについて、監視測定項目の設定、監視測定の実施、監視測定データの分析を行い、共通する原因を明確にし、適切な修正または是正処置等をとる。</p> <p>4.2 未然防止処置</p> <p>4.2.1 他の施設において発生した不適合情報の浜岡原子力発電所における管理</p> <p>他の施設において発生した不適合のうち浜岡原子力発電所において類似不適合が発生することを防止するための未然防止処置について以下に規定する。</p> <p>a 情報入手</p> <p>安全品質保証部品質保証グループ長は、他の施設において発生した不適合情報を入手する。入手する情報には、BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報ならびに東海発電所および新型転換炉原型炉施設の廃止措置に係る技術情報を含める。</p> <p>b 未然防止処置の立案</p> <p>a で入手した情報について、主管部署長は、自らの原子力施設で発生した不適合の管理・是正および他の施設において発生した不適合の情報分析によって得られた経験・知識に基づき、未然防止処置を立案する。これには以下を含む。（解説 4.2.1b-1）</p> <p>(1) 他の施設において発生した不適合の内容確認</p> <p>(2) 他の施設において発生した不適合の原因特定</p> <p>(3) 他の施設において発生した不適合と同様の不適合の発生の可能性</p> <p>(4) 浜岡原子力発電所における不適合の発生の防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>c 未然防止処置の決定</p>	<p><参考：H(8.4)></p> <p>D(8.5.3)</p> <p>B(8.2.3)</p> <p>D(8.5.3)</p>
--	--	--

	<p>安全品質保証部品品質保証グループ長は、未然防止処置の内容について、安全品質保証部長の承認を得る。</p> <p>なお、国内他原子力発電所において発生した不適合情報のうち、国への報告が必要となる情報に対する未然防止処置については発電所長の承認を得る。</p> <p>d 未然防止処置の実施</p> <p>主管部署長は、承認された未然防止処置の内容に従い処置を行い、未然防止処置完了後、安全品質保証部品品質保証グループ長に報告する。</p> <p>e 未然防止処置の記録および報告・維持</p> <p>安全品質保証部品品質保証グループ長は未然防止処置の内容を記録し、必要な部署に報告し維持する。</p> <p>f 未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>安全品質保証部品品質保証グループ長は、上記 a ～ e の実施状況の確認およびフォローをする。</p>	
<p>業務計画策定・評価指針 (案)</p>	<p>4.4.2 プロセスの監視および測定</p> <p>原子力部長および原子力土建部長は、それぞれ【プロセスの監視および測定手引】および【業務計画策定・評価手引（原子力土木建築編）】にて、プロセスの監視および測定の手順を定める。</p> <p>各G長・課長は、手引で定める手順に従い、所管するプロセスについて監視、および適用可能な場合は測定を実施する。監視または測定の方法はプロセスと、そのパフォーマンスおよび有効性を評価できるものとする。また、監視および測定の方法には、原子力施設が原子力の安全の確保に与える重要性に応じて指標を用いる。</p> <p>また、監視および測定の結果、計画どおりの結果が達成できない場合、またはできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、適宜、修正および是正処置をとる。</p> <p>4.4.4 データの分析</p> <p>原子力部長および原子力土建部長は、それぞれ【プロセスの監視および測定手引】および【業務計画策定・評価手引（原子力土木建築編）】にてデータ分析の手順を定める。</p> <p>a データの収集および分析</p> <p>プロセス総括者、各G長・課長は、手引で定める手順に従い、データを収集し、分析を行う。</p> <p>b 情報の提供</p> <p>プロセス総括者、各G長・課長は、手引で定める手順に従い、データの分析によって得られた情報を関連する各活動に提供するとともに、マネジメントレビューに提供する。</p>	<p>E (8.2.3) 、 F (8.2.3)</p> <p>H (8.4)</p>
<p>(参考)</p> <p>自プラント不適合等処置 手引 (案)</p>	<p>4.1.1 不適合等管理</p> <p>d 不適合等情報の共有およびCAQへの該当有無、クラス、ヒューマンエラー事象の決定</p> <p>発電所で発生した不適合または情報共有が望ましい事象を発見した部署の長、発電指令課長または主管部署長は、【CAPシート】に必要な情報を記載し、CAP事前会議にて報告する。</p> <p>CAP事前会議にてCR情報ごとに、CAQへの該当有無、不適合のクラスおよびヒューマンエラー事象の有無等を決定し、【CAPシート】へ反映した上で、CAPPCoがCAP会合にて報告する。</p> <p>CAP事前会議およびCAP会合の具体的な運営内容は以下のとおり。</p> <p>(1) CR情報の登録</p> <p>要求事項を満たしていない状態の情報（不適合情報）やニアミス、前兆事象（不安全状態、不安全行為）などの些細な問題を確認した場合、当社社員、協力会社社員が、CR情報を登録する。具体的な登録情報は以下のとおり。</p> <p>ア 不適合 (略)</p> <p>イ 不適合ではないが情報共有が望ましい事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転情報（不適合に該当しないもの） 	<p>B (8.2.3)</p> <p>C (8.2.3)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・異常徴候になる前の段階の情報 ・主管部署へ作業を依頼する事象 ・ヒヤリハット事象 ・原子力検査官からの指摘、指導、助言 ・保全活動管理指標に関する情報 ・他プラントのトラブル反映や設計変更に係るメーカ ECS のうち、主管部署の長が情報共有すべきと判断した不適合の未然防止に繋がる情報 ・その他、不適合未満の軽微な情報 ・CAP 会合でフォローが必要と判断された上記事象の処理状況 ・データ分析からのアウトプット ・組織内外から得られた新知見 <p>(2) CAP 事前会議の運営内容</p> <p>ア 目的 原子力安全に影響する問題の重要性と、プラントの運転や設備保全活動に与える潜在的影響を考慮し、効果的かつ効率的に処理するため、CR 情報の仕分け (CAQ 分類、クラス分類 (ヒューマンエラーの有無を含む)) を行い、CAP 会合で議論すべき件名を選定する。</p> <p>エ 開催時期 原則、休日以外の毎日開催する。</p> <p>オ 会議の構成 CAPCO を構成員とする。 構成員は、決定事項についての同意・了承のプロセスに関与する。</p> <p>(3) CAP 会合の運営内容</p> <p>ア 目的 原子力安全に対する重要性の高い問題について、不適合の未然防止または再発防止を図るため、CAP 会合で議論すべき件名について、是正検討、パフォーマンスに関する事項の検討 (議論・指示) を行うことを目的とする。</p> <p>エ 開催時期 原則、休日以外の毎日開催する。</p> <p>オ 会議の構成 発電所長、安全品質保証部長、危機管理部長、発電部長、プラント運営部長、保修部長、土木建築部長、廃止措置部長、原子力研修センター所長、原子炉主任技術者、廃止措置主任者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、CAP 会合で扱う事象の主管部署の長および是正処置主管部署の長、当日の CAPCO により構成するものとする。 構成員は、決定事項についての同意・了承のプロセスに関与する。</p>	
--	--	--